

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
中城湾港土砂処分場施工検討業務 那覇港湾・空港整備事務所 中城出張所 平成21年8月12日～平成22年3月26日 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	平成21年8月11日	三井共同建設コンサルタント(株) 沖縄営業所 沖縄県那覇市壺川1-2-1	・ 会計法第29条の3第4項 ・ 予決令第102条の4第3号 ・ 随意契約結果(添付) (簡易公募プロポ)	¥12,787,950	¥12,705,000	99.4%		
那覇港臨港道路(橋梁)維持管理計画検討業務 那覇港湾空港整備事務所 工務課 平成21年8月19日～平成22年3月31日 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号	平成21年8月18日	(財)沿岸技術研究センター 東京都千代田区隼町3-16	・ 会計法第29条の3第4項 ・ 予決令第102条の4第3号 ・ 随意契約結果(添付) (簡易公募プロポ)	¥12,358,500	¥12,180,000	98.6%	4	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随 意 契 約 結 果 書

件 名 及 び 数 量	中城湾港土砂処分場施工検討業務
契約担当官等の氏名 及びに所属する部局 の名称及び所在地	沖縄県那覇市港町2-6-11 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一
契 約 締 結 日	平成21年8月11日
契約の相手方の氏名及 び住所	三井共同建設コンサルタント(株) 沖縄営業所 沖縄県那覇市壺川1-2-1
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 12,705,000
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 12,787,950
随意契約によることと した理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 中城湾港土砂処分場施工検討業務

2. 業 務 場 所 那覇港湾・空港整備事務所 中城湾港出張所

3. 契約の相手方 名称 三井共同建設コンサルタント株式会社 沖縄営業所
住所 沖縄県那覇市壺川1-2-1 ラフォンティーヌ壺川301号
電話 098-835-4220

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、現在整備を進めている中城湾港新港地区及び泡瀬地区の自然環境、現場条件及び地理的特性を踏まえ、総合的視野に立った施工検討を行うものである。

(2) 理 由

契約相手方の選定にあたっては、当該業務の内容が広範かつ高度な知識と豊かな経験及び実施能力を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。

「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」(府開管理第590号 平成14年8月1日)に基づき、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、三井共同建設コンサルタント株式会社の提案は、優れた技術者を配置予定としていたとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本調査の内容を十分理解し、求める調査の必要性・重要性に対し満足する優れた調査を行えることが高く評価され、最適な履行能力を有すると判断された。

よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号に基づき、三井共同建設コンサルタント(株)と随意契約をするものである。

随 意 契 約 結 果 書

件名及び数量	那覇港臨港道路（橋梁）維持管理計画検討業務
契約担当官等の氏名及びに所属する部局の名称及び所在地	沖縄県那覇市港町2-6-11 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一
契約締結日	平成21年8月18日
契約の相手方の氏名及び住所	東京都千代田区隼町3-16 (財) 沿岸技術研究センター
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥12,180,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥12,358,500
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 那覇港臨港道路（橋梁）維持管理計画検討業務。
2. 履 行 場 所 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所
3. 契約の相手方 名称 財団法人 沿岸技術研究センター。
住所 東京都千代田区隼町3-16。
電話 03-3234-5861
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第五項の規定に基づき、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」に基づき、那覇港の臨港道路（橋梁）に対して適切な長寿命化修繕検討を行い維持管理計画書の作成を行うものである。

(2) 理由

契約相手方の選定にあたっては、当該業務の内容が広範かつ高度な知識と豊かな経験及び実施能力を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式を採用した「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」（府開管理第590号 平成14年8月1日）に基づき、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、財団法人沿岸技術研究センターの提案が優れた技術者を配置予定としているとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本業務の内容を十分理解し、求める業務の必要性・重要性に対し満足する優れた調査が行えることが高く評価され、最適な履行能力を有すると判断された。

よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、財団法人沿岸技術研究センターと随意契約をするものである。